
第 1 章 総 論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）では、鈴鹿市及び亀山市（以下「二市」という。）を圏域として、介護保険事業の円滑で効率的な実施、介護サービスの平準化、介護保険財政の安定化を図るとともに圏域住民の福祉の向上のため、平成12年より介護保険事業計画を策定し、事業の実施に取り組んでまいりました。

介護保険制度の開始以降15年を経るとともに、これまで目標としてきた2015年を迎える中で、今後の本格的な超高齢社会に対応できる地域包括ケアシステムの確立に向けて、さまざまな取り組みを進める必要があります。

第6期事業計画は、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年を視野に入れながら、介護保険法の改正等社会保障制度の改革に対応した介護保険事業運営の目標、方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策等の基本的事項を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」で、三重県において策定される「第6期介護保険事業支援計画」及び二市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画（平成27年度～29年度）」との整合を図るものとします。

3 計画の期間

本計画は、2025年（平成37年）を視野に入れつつ、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

